

徳島県内で、徳島県産材を使った木造住宅を新築する施主様に対し、構造材や内外装材の材料代(最大合計80万円相当)を提供します。平成27年度住みたい「徳島すぎの家」づくり支援事業とも併用可能です。詳しくはWEBにて→<http://awa-kenmokuren.com/>

県産材代プレゼントには、次の4種類があります。

Aコース
30万円

条件①②③④⑤
を満たすこと

Cコース
最大60万円

条件①②③④⑤⑥
を満たすこと

AZコース
50万円

条件①②③④⑤⑦
を満たすこと

CZコース
最大80万円

条件①②③④⑤⑥⑧
を満たすこと

県産材代プレゼントを受けるには、以下の条件を満たす必要があります。

- ①徳島県内に居住するために個人が新築する木造住宅であること。
- ②補助対象となる県産材の提供を平成27年3月27日(金)以降に行っており、その使用を確認した後、平成27年9月16日(水)までに県産材代金の支払いが終了できること。なお、県産材の使用確認は徳島県木材認証機構が発行する『徳島県木材認証制度「産地認証」証明書』により行います。
- ③「徳島すぎの家づくり協力店」が設計または施工を行うこと。
- ④延べ床面積に応じ、徳島県産材を主要構造材^{※1}として4~8m³以上使用していること。
- ⑤当連合会がWEBで行う「徳島すぎの家 事例紹介」への掲載が承諾できること。
- ⑥目視確認が出来る内外装材^{※2}に徳島県産材を使用していること(施工面積に応じて助成額は算定)。
- ⑦④主要構造材のうち、JAS造作用製材と同等の材^{※3}を合計0.8m³以上使用していること。
- ⑧④主要構造材または⑥内外装材にJAS造作用製材と同等の材^{※3}を合計0.8m³以上使用していること。

申込書は平成27年7月31日(金)17時までに提出してください(必着)。

申込多数の場合は抽選とさせていただきますのでご了承ください。

※1:主要構造材

- 木造軸組工法:柱・梁・桁・土台・間柱
- 丸太組工法:柱・梁・土台・ログウォール
- 枠組壁工法:縦枠・上下枠・床根太・端根太・頭つなぎ・土台

延べ床面積	80m ³ 未満	80m ³ 以上 95m ³ 未満	95m ³ 以上 110m ³ 未満	110m ³ 以上 125m ³ 未満	125m ³ 以上
主要構造材	4m ³	5m ³	6m ³	7m ³	8m ³

※2:内外装材:床・内壁・外壁

施工面積に応じた助成額は別紙:内外装材の助成額一覧表によります。ご確認ください。

※3:JAS造作用製材と同等の材

- 板類:無節・上小節
 - 角類:四方無節・三方無節・二方無節・四方上小節・三方上小節・二方上小節
- なお、JAS検査員による現地調査と調査費用が必要となりますのでご了承ください。

お問合せ/
書類提出先

徳島県木材協同組合連合会

〒770-8001 徳島市津田海岸町5-13

TEL:088-662-2521、088-679-9470

平成27年
7/31 [金]
17:00必着



徳島県産材代
最大
80万円
プレゼント!

木造住宅等地域材利用拡大事業
木造住宅を新築する方、木材利用ポイント事業に間に合わなかつた方へ

木造住宅等地域材利用拡大事業 申請から県産材代金支払いまでの流れ

1 設計施工者・施主との連名で応募申込。

申込期限は平成27年7月31日(金)17時必着。なお、竣工前でも添付書類が揃っていれば申請可能です。
※この事業に申請するには「徳島すぎの家づくり協力店」が設計または施工を行っている必要があります。
※徳島県木材認証制度「産地認証」証明書は、時期にもよりますが発行までに2~10日程度要しますので、
期日にゆとりをもって発行申請書を提出してください。
※徳島県木材認証制度「産地認証」証明書の宛先は、原則として最終納品先である施工者としてください。
なお、特殊なケースの場合はご相談ください。
※材積の求め方は最終納品時の寸法から品目ごとに算出(小数点以下第5位を四捨五入)し、
総材積は小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位までとします。

提出書類

- ①木造住宅等地域材利用拡大事業申込書(全部で2枚)
- ②設計図書(平面図・立面図)
- ③工事請負契約書のコピー(収入印紙があること)
- ④建築基準法に基づく確認済証のコピー(建築工事届けのコピーでも可)
- ⑤平成27年3月27日(金)以降の納材および県産材使用が分かる書類(徳島県木材認証制度「産地認証」証明書)
- ⑥施主個人の本人確認ができる書類のコピー(運転免許証・健康保険証・住民基本台帳カード・日本国パスポートのいずれか)



2 申込多数の場合は公開抽選とします。

その際は、設計施工者か施主のどちらかの参加が必要です。参加できない場合は申込無効となります。
公開抽選になる場合、開催日時と場所はおってご連絡します。



3 徳島県木材協同組合連合会(以下「県木連」)が書類確認と現地確認の後、 【県産材代金交付決定通知】を施主に交付(設計施工者を経由)。

※「建築基準法に基づく確認済証」が不要な箇所は、必ず現地確認を行います。
※JAS造作用製材同等の材料使用で申込の場合、現地確認とあわせて製品確認を行います。



4 施主は交付決定された県産材代金(最大合計80万円)の 【県産材代金請求書】を県木連に提出。



5 施主と設計施工者は、県木連が行う WEB「徳島すぎの家 事例紹介」の取材・掲載に協力すること。



6 県木連は平成27年9月16日(水)までに施主へ県産材代金の支払いを行う。

※Aコース、Cコース、AZコース、CZコースのいずれで申請の場合も、平成27年9月11日(金)までに補助対象となる
県産材を使用しており、現場確認が必要な場合は済ませておく必要があります。